税金とは

国や地方公共団体は、社会秩序の維持、私たちの安全、健康及び福祉の保持、道路、港湾、上下水道などの公共施設の設備、教育の振興等いろいろな仕事をしています。私たちは、これらの仕事に必要な経費を税金という形で負担しているのです。

税 の 原 則

1. 税金は、法律で定めなければなりません。

税金は、多くの人々の生活や活動にかかわりを持ち、金銭を強制的に徴収するものですから、法律又は条例で定めなければなりません。

2. 財政政策上の原則

税金は、国や地方公共団体の経費を賄うに足りるものでなければなりませんし、経済の発展等に応じられる弾力性のある税制が必要です。

3. 国民経済上の原則

税財源をどこに求めるか、課税の対象の決め方、納税者の選択等に当たっては、国民経済の発展を阻害しないようにしなければならず、また、負担の公平が図られるものでなければなりません。

4. 公正の原則

税金は、国民のすべてが各人の負担能力に応じて公平に負担するものでなければなりません。

5. 税務行政上の原則

課税の対象、納税義務者、課税標準、税率、納期等が明確に定められ、納税者の便宜が図られなければならないほか、徴税に要する経費が少なくて済むものでなければなりません。

◇普通税と目的税

普通税とは……使いみちが特に定められておらず、国、県及び市町村の一般経費に充てられる税金で、大部分の税金がこれに当たります。

目的税とは……使いみちが定められている税金です。例えば、狩猟税は鳥獣の保護や狩猟に関する費用に使われます。

税金の納付の方法

1. 申 告 納 付（税）

納税者が納付すべき税額などを自分で計算して申告書を提出し、税金を納付する方法です。最も民主的な方法といわれ、法人事業税、源泉徴収以外の所得税、相続税、法人税等で採用されている方法です。

2. 普 通 徴 収

納税通知書を納税者に交付し、それにより税金を納付します。

普通徴収では納税通知書が正しく納税者に送付されたときに税金が確定するしくみになっています。 自動車税種別割の一部（毎年の定期課税）、不動産取得税等の徴収方法です。

3. 特 別 徴 収

徴税の便宜上、特別徴収義務者を定めて徴収する方法です。給与所得者等の県民税・市町村民税、県民税利子割、軽油引取税等がこれに当たります。

4. 印紙徴収・証紙徴収

国が発行する印紙や地方公共団体が発行する証紙により税を徴収する方法です。印紙や証紙は売りさばき人が定められていて、納税者は印紙や証紙を買うことによって税を納付します。自動車重量税、自動車税環境性能割、自動車税種別割の一部（新規登録等のとき。）等の徴収の方法です。

豆知識

税務の機構　①

国　　税

財務省の中に主税局があり、ここで内国税に関する制度の調査、企画及び立案を行っています。

例えば、所得税の減税であるとか新しい税の企画というようなことはここで行われています。
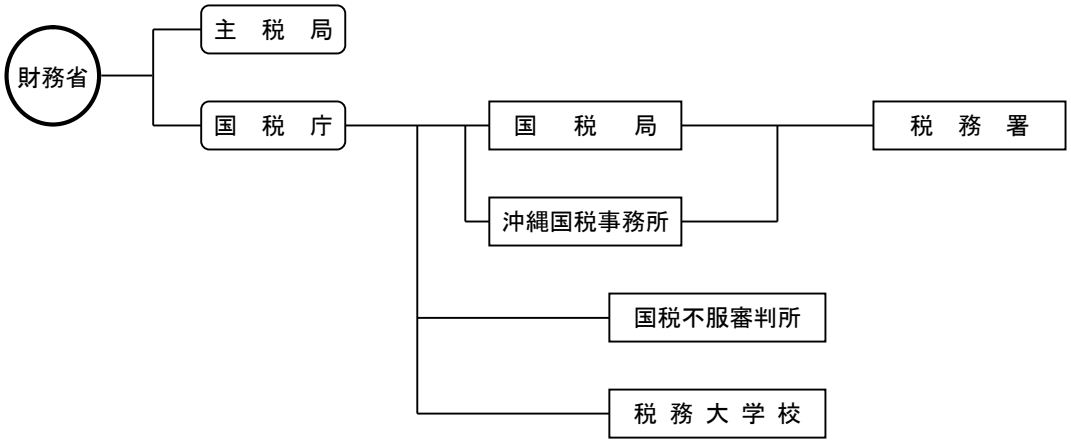
なお、内国税の賦課徴収については財務省の外局である国税庁とその下部機関である国税局及び税務署が担当しています。